# 群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター規程

平成16.12.１　制定
改正　平成17.４.１　平成19.４.１
平成23.４.１　平成25.４.１
平成26.４.１

（趣　　旨）
第１条　この規程は，群馬大学生体調節研究所規程第４条第２項の規定に基づき，群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター（以下「センター」という。）に関して必要な事項を定める。
（目　　的）
第２条　センターは，学内共同利用施設として，ゲノム研究とプロテオーム研究を一元的に管理するとともに，遺伝子組換え関連実験その他の遺伝子実験（以下「実験」という。）に関する安全管理及び先端遺伝子実験技術の教育を行うことにより，群馬大学（以下「本学」という。）における遺伝子研究等の総合的な推進を図ることを目的とする。
（研究分野）
第３条　センターに，次の研究分野を置く。
（１）疾患ゲノム研究
（２）ゲノム科学リソース
（業　　務）
第４条　センターは，第２条の目的を達成するため，次の各号に掲げる業務を行う。
（１）疾患ゲノムに関するデータベースの作成及び情報提供に関すること。
（２）生理活性物質の研究に関する資材（抗体等）の提供に関すること。
（３）遺伝子研究，技術開発及び実験従事者の研究支援に関すること。
（４）実験に係る教育訓練に関すること。
（５）その他センターの運営に関すること。
（職　　員）
第５条　センターに，次の各号に掲げる職員を置く。
（１）センター長
（２）センターの教員
（３）その他必要な職員
２　センター長及びセンターの教員の選考は，群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター管理委員会（以下「センター管理委員会」という。）の審議の結果に基づき，教授会の議を経て，学長が行う。
（センター長）
第６条　センター長は，本学の教授をもって充てる。

２　センター長は，センターの業務を掌理する。
３　センター長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は，前任者の残任期間とする。

（運営委員会）

第７条　センターの円滑な運営を図るため，群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は，センターの運営に関して必要な事項を審議する。

（組　　織）

第８条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。
（１）センター長
（２）センターの教員
（３）各学部（医学部及び理工学部を除く。），医学系研究科，保健学研究科，理工学府，生体調節研究所及び医学部附属病院から推薦された教員　各１人
（４）遺伝子組換え等実験安全委員会委員長
（５）その他センター長が必要と認める者　若干人

（任　　期）

第９条　前条第１項第３号及び第５号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委 員 長）

第10条　委員会に委員長を置き，センター長をもって充てる。
２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
３　委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（会　　議）

第11条　会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第12条　委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

（事　　務）

第13条　センター及び委員会の事務は，総務課において処理する。

（雑　　則）

第14条　この規程に定めるもののほか，センターの運営に関して必要な事項は，センター長が別に定める。

（規程の改廃）

第15条　この規程の改廃は，センター管理委員会の審議の結果に基づき，教授会の議を経て，所長が行う。

附　則

１　この規程は，平成16年12月１日から施行する。
２　この規程施行後，最初に任命されるセンター長の任期は，第６条第３項の規定にかかわらず，平成17年３月31日までとする。

3　この規程の施行日の前日において，群馬大学遺伝子実験施設規程第７条第１項第３号及び第５号に規定する委員である者は，この規程の施行日に第８条第１項第３号及び第５号に規定する委員とみなし，その任期は，第９条の規定にかかわらず，平成17年３月31日までとする。
4　群馬大学生体調節研究所附属生理活性物質センター規程（平成16年４月１日制定）は，廃止する。

附　則
この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附　則
この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則
この規程は，平成23年４月１日から施行する。

附　則
この規程は，平成25年４月１日から施行する。

附　則
この規程は，平成26年４月１日から施行する。